

写真等収集方針

1 基本方針

広島市の歴史・文化及び街並み・風景や市民生活の変遷等を明らかにする上で、記録性が高く歴史的・文化的資料として保存価値を有すると認められる写真、映像及び音声の資料（以下「写真等」という。）を収集する。

2 収集する資料の範囲と種類

(1) 収集する資料の範囲は、次のとおりとする。

ア 広島市に関する写真等

広島市の行政区域等を撮影等した写真等で、広島市の歴史や文化等を理解するために必要なもの

(ア) 広島市内の街並み・建物・風景・名所・市民生活・行事・人物・事件等を撮影等したもので、記録性が高いもの

(イ) 近隣自治体、広島県域等の行事・施設等を撮影等したもので、広島市と関係が深く、記録性が高いもの

イ 広島市に関する調査研究等に必要な写真等

(ア) 公文書館が現に保有する公文書等について理解するために必要なもの

(イ) 公文書館の調査研究、利用相談、市史編さん等に必要なもの

(2) 収集しない資料は、次のとおりとする。

ア 広島市との関係性を確認できないもの

イ 芸術性を追求した作品等

ウ 撮影等された年代、場所及び内容等の手掛かりを得られないもの

エ 背景がほぼ写っていない人物中心の写真（写真館で撮影された肖像写真等）

オ 家庭内のプライベート写真などで、利活用や Web 公開が難しいもの

カ 他者に肖像権、著作権などがあり、利活用のための許諾を得ることが難しいもの

キ 画像処理ソフト等で加工されたもの

ク 補修等が必要なもの（歴史的・文化的価値が高く、利活用の可能性が高いものを除く。）

ケ 広島市の他の施設等が収集することとしているもの

コ 公文書館が現に保有するものと同一又は類似のもの

(3) 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

ア 写真フィルム（ガラス乾板を含む。）

イ 写真プリント

ウ 絵葉書、印刷された写真帖等

エ 映像フィルム（映画フィルム、8 mm・16 mmフィルム等）

オ 映像又は音声等が記録された磁気テープ（ビデオテープ、カセットテープ等）

カ アからオまでの種類の資料のデジタルデータ

3 収集の優先順位

資料は、撮影等された時期等に応じて次のとおり優先順位を付けて収集する。

(1) 昭和 30 年までに撮影等されたものは、網羅的に収集する。

ア 昭和 20 年の被爆までに撮影等され、被爆による焼失等を免れたもの

イ 被爆から昭和 30 年までの戦後復興期に撮影等されたもの

(2) 昭和 31 年以降に撮影等されたものは、選択的に収集する。

(3) 平成元年以降に撮影等されたものは、当分の間収集の対象としない。なお、重要な情報が記録されたものは収集する。

※ 収集に当たっては、原則として原本を収集するが、原本の収集が困難な場合は、資料の利活用に関係する諸権利について、必要な手続きを行った上で、複製物（紙複写、デジタルデータ等）での収集を行う。